



〒220-6010
 横浜市西区みなとみらい 2-3-1
 クイーンズタワー A 10F
 電話: 045-682-5271 FAX: 045-682-5253

W04835364号-4

日本原燃株式会社 殿

2017年9月1日
 ロイド・レジスター・グループ・リミテッド
 インスペクションサービス 事業部長 吉村雅彦



2017年度 第1回定期監査 報告書 (その4) 再処理事業部の監査結果

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾敷字沖付4-108
監査名	2017年度 第1回定期監査
監査対象部門	(その4) 再処理事業部
監査場所	日本原燃株式会社 再処理事務所
監査実施日	2017年7月18日～7月20日
担当監査員	(ロイド・レジスター・グループ・リミテッド)

2. 2017年度 第1回 定期監査の視点

2.1 背景及びこれまでの状況

ロイド・レジスター・グループ・リミテッド (以下、LR と記す) は、日本原燃(株) (以下、JNFL と記す) に対して、2004年度第1回定期監査以来、年2回の頻度で、定期監査を実施して参りました。

これまでの一連の監査では、2003年の「プール水漏洩」事象に対する「品質保証体制の改善策(小分類レベルで32項目)(以下、「改善策」と記す)」及び、2009年1月に再処理工場での「高レベル廃液の漏洩」事象を受けて策定された「安全基盤強化に向けたアクションプラン(※)(以下、「アクションプラン」と記す)」の実行状況とPDCA展開状況に焦点を当て続けると共に、各部門の日常的な品質保証活動が「改善策」の成果を反映して適切に実施されていることの確認に注力してきました。

※：旧品質保証室、濃縮事業部及び埋設事業部は、再処理事業部からの水平展開という位置づけでアクションプランに対応していました。

これまでの監査の過程で確認した監査項目として、「アクションプラン」の総括、「改善策」の成果を反映した日常業務活動、品質マネジメントシステム(以下、「QMS」と記す)の対応状況、再処理事業部のミニ工場化による組織の再編成に伴う活動、及びヒューマンエラーが関与したトラブル/不適合に対する改善活動等が代表的なものとして挙げられます。これらの活動内容を監査した結果、監査対象である個々の活動は風化・形骸化することなく定着していると共に、随所に自律的改善が展開されていることを確認し、全体としてはQMSが各部署に浸透し、定着している健全な状態と見受けられる旨の評価を行いました。

一方、2016年度の第3回保安検査においては、安全・品質本部の保安活動における不適切な意思決定プロセスに関する指摘等を受け、その結果として、原子力規制委員会から報告徴収命令が発せられた経緯があります。これによって、JNFLが経営の最重要課題として全社をあげて是正措置等を迅速かつ確実に実行すること、並びに会社全体として実施する継続的な改善活動を進めるとの決意をされた状況に鑑み、LRとしてもこの事態を念頭に置いた上で監査に臨むこととしました。

2.2 2017年度 第1回定期監査の対応方針

今回の監査は、全体的には前回監査の実施項目を踏襲し、JNFLの各受審部署において、品質目標に設定された主要テーマの活動が、効率的・効果的に実行されているか否かをプロセス監査により確認することを基本的な視点としました。

加えて、上述のごとく、保安検査において重大な問題提起がなされたことから、さらに保安活動に踏み込んだ監査とすべく、「各事業部、本部および室の保安活動が継続的に改善されている状況(特に安全品質本部、監査室は是正措置活動の実施状況を含める)」を主要な視点としました。

また、これまでの監査においてQMSに係る活動と位置付けた「マネジメントレビュー」、「不適合管理の取り組み状況」及び「内部監査の実施状況」については、引続き監査対象としました。

以上の対応方針を基に、2017年度 第1回定期監査の実施項目を表1に示します。

表1 2017年度 第1回定期監査の実施項目

	監査実施項目	監査対象
(1)	日常業務(品質目標に取上げられた主な活動)が、効率的・効果的に実行されている状況	○
(2)	保安活動(保安検査での指摘事項の対応状況、報告徴収命令の是正処置状況等)が継続的に改善されている状況	○
(3)	マネジメントレビューの実施状況	○
(4)	不適合管理(進捗管理等)の取り組み状況	○
(5)	内部監査の実施状況	○
(6)	その他(教育・訓練、力量管理の状況等)	○

なお、前回までの監査結果で指摘事項がないので、フォローアップの対象はありませんでした。

3. 監査の態様

監査は、文書監査と実地監査で構成しますが、実地監査(現場監査を含む)を主体に行いました。但し、監査実施項目の中で事前査読が必要な特段の文書があれば、事務局経由で送付して頂き、文書監査の対象に組み入れるものとなりました。

3.1 文書監査

文書監査は、ある業務を実施するための方策・手順・基準等が適切に文書化されていることを確認するものです。但し、今回の監査では、詳細な内容把握が必要な規定類が実地監査の過程で提示された場合のみ、文書監査を行うこととしました。

3.2 実地監査

実地監査は「決めたことが決めた通りに実行されている」ことを検証すると共に、PDCA 展開状況の評価を行うものです。

実地監査では「実態を把握する」ことが重要であり、受審部門によって事前に準備された状況を見るのでは意義が薄いものとなります。従って、受審部署が実行の証を示すエビデンスの検索にある程度の時間を要するとしても、可能な限り抜き打ち性に注力しました。

4. 監査の基準

客観的な判定・評価を行うために、監査基準を定めておく必要があります。今回の監査では、下記を監査基準としました。

- ◆JNFL 全社品質保証計画書、及び下位の社内標準類
- ◆JEAC4111-2009 (日本電気協会) (諸活動の底流として)

5. 監査結果の評定

監査結果については、監査項目ごとに所見を表示しました。

なお、監査過程で気づいた事項は、以下の区分に基づいて評定しました。

区分	定義
指摘事項	定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。
良好事例	さらなる自律的改善が図られており、他の部署にも参考となる事例。

6. 監査員

監査では客観性を重視して2名1組のチームで対応し、1名が司会進行役を務めました。

7. 監査結果

再処理事業部に対する監査実施項目は、上記 2.2 項 表 1 に示した通りであり、このたびの被監査部署は 6 部署でした。

監査結果を添付 1 に、今回の監査における観察事項および提言事項を添付 2 に、良好事例を添付 3 に、そして、監査日程と出席者を添付 4 に示します。

総合所見は、下記の通りです。数少ない部署でのサンプリング方式による監査の限界により、ある特定の場面を観察したという一面を表したものですが、大綱的には実態を捉えていると考えられます。

7.1 「指摘事項」、「観察事項」、「提言事項」

監査では、口頭説明ではなく活動状況を示すエビデンスの提示を求めました。時間の制約範囲において、2.2 項の表 1 の内容を可能な限り監査した結果、「指摘事項」は観察されませんでした。なお、1 件の「観察事項」及び 3 件の「提言事項」を提起しましたので、詳細については添付 2 (観察事項及び提言事項) をご参照下さい。

7.2 「良好事例」

日常活動の中で、PDCA を展開して、さらなる改善、あるいは、新たな仕組みの構築が進められています。こうした気運の中で、印象深く感じ、かつ、他部署に対しても参考となる 1 件の「良好事例」を添付 3 に示しました。さらなる自律的改善が図られている事例としてご参照下さい。

7.3 監査実施項目に対する個別所見

(1) 日常業務(品質目標に取上げられた主な活動)が、効率的・効果的に実行されている状況

2017 年度の品質目標からサンプリングした日常業務について、活動項目ごとに具体的方策、達成指標、目標達成時期などが概ね明確になっており、上期における活動が計画に基づいて進捗していることが確認できました。なお、2016 年度においては下期の進捗状況がフォローされている状況より、全体的には品質目標達成活動を通じて個々の業務が効果的に展開されていることが確認できました。

また、監査対象のすべての部署において、全社大での重要課題として位置づけられている、報告徴収命令に係る是正項目が盛り込まれていることから、重要度が考慮され、時宜を得た活動が推進されているものと捉えることができます。

(2) 保安活動(保安検査での指摘事項の対応状況、報告徴収命令の是正処置状況等)が継続的に改善されている状況

監査対象とした 6 部署のすべてにおいて、報告徴収命令に基づく報告書の読み合わせディスカッションなどの活動を通じ、すべての参加者によって問題の本質について再認識されている状況が観察できました。

特に、部署ごとの読み合わせディスカッションでは、自部署で発生の問題に置き換えた考え方に立っていることから、直面する課題に対する真摯な取り組み姿勢が印象的です。

今後とも保安検査において重大な指摘を受けることのないよう、今まで以上に保安規定の遵守を確実なものとする取り組みが求められます。

(3) マネジメントレビューの実施状況

マネジメントレビューについては、2016年度第4回マネジメントレビューのアウトプットに基づいた処置の計画で具体的な指示が明確になっておりますが、その内容は2017年度の品質目標に反映されていることより、適切に機能していると捉えることができます。

なお、インプット及びアウトプットのまとめ方において改善の余地が観察されましたが、特にアウトプットに係るトップマネジメントの決定と処置の明確化については、JEAC4111の要求事項であることから、積極的な改善を期待するものです。

(4) 不適合管理(進捗管理等)の取り組み状況

不適合管理の取り組みについては、発生させた部署においてサンプリングした範囲においては、いずれも不適合処理票が遅滞なく起票されており、不適合の除去、是正処置要否判断などを経て是正処置処理票に展開され、必要な是正処置が完了していることが明確に分かるよう管理されております。

また、処理の遅滞を防止するための工程表を活用することで、適切に進捗管理されている状況を確認しました。

なお、是正処置完了の見極めが容易でない事案がありますが、是正処置計画を見直すことによって、一旦、是正処置処理票で完結させ、その後は必要なアクション(当該事案では補正書改正都度の教育実施)を励行することで解決すると思われま

(5) 内部監査の実施状況

内部監査については、2016年度は54部署に対して実施されており、内部監査実施状況報告書により全体的な総括が行われていることを確認しました。

また、併せて、10社の協力会社に対する定期的な調達先監査などについても保安監査課によって行われていることを確認しました。

2017年度においては、監査計画が策定され、既に一部の部署に対して監査前のチェックシートの内容確認を経た上で監査が実施されていることを確認しました。

引き続き計画に沿って有効な内部監査が実施されることが期待されます。

(6) その他(教育訓練、力量管理の状況等)

教育訓練並びに力量管理の状況については、基本的には主要業務の実行状況や保安活動の継続的な実行状況を監査する過程で確認しましたが、品質管理課及び生産管理課に対してはその他の監査項目として教育訓練及び力量管理を取り上げた結果、品質管理課における年度計画に基づいた教育の実施状況を確認すると共に、再処理事業部における2017年度教育訓練基本計画に基づいた力量管理については、生産管理課が人事情報とリンクしたシステムを介して個人別教育の状況を定期的に監視しており、抜けの無い管理が行われていることを確認しました。

また、運転部に対しては、AG建屋中央制御室における現場の状況を監査しましたが、作業指示、運転監視、異常発生時の体制など、適切に管理されていることを確認しました。

8. 終わりに

今回の定期監査は、品質目標から抽出した日常業務における実行・実践状況、保安活動の継続的な改善状況、マネジメントレビューや内部監査の実施状況、並びに不適合管理の状況などを通じて、JNFLが経営の最重要課題として位置付けた報告徴収命令への対応に注力して実施しましたが、被監査部署のすべての社員が一丸となって問題の解決に取り組んでおり、また、全社をあげての継続的な改善活動が精力的に進められている状況を観察す

ることができました。

一方、報告徴収命令への対応策として、1か月以上の処理期間を要する不適合の進捗管理工程表の作成やホームページに掲載の月次発行不適合等リストのダブルチェックなど、新たな業務プロセスが盛り込まれ、その効果が期待できることや、個々の課題に対して真摯に向き合う姿勢は十分に評価するものの、これらの改善の結果として、実作業・実業務を行う方にとっては、管理・付随業務が増えたことが気になります。

ただでさえ、再処理事業部においては、過去に発生したプール水漏洩及び高レベル廃液漏洩など、初期段階の重大トラブルを起点に、今日までの不適合やその他トラブルによって様々な再発防止対策や未然防止策が数多く組み入れられており、マネジメントシステムを構成している各種の業務プロセスが緻密で複雑になっていることから、実務・実作業を行う方にとっては負担感が増し、結果としてヒューマンエラーの誘発やチェックの形骸化に向かう一要因と見ることもできます。

一般的に、不適合やトラブルの是正処置の多くが、既存の業務プロセスの確実性を向上させるために、チェック機能の程度や頻度を高める方に向かい、それがマネジメントシステムの有効性の改善と捉えがちですが、一方、単純で明快な業務プロセスは、業務手順を実務者・作業者に理解させ、浸透させるのが容易で、しかも業務プロセスに不具合が見つかった場合の問題点の解明が容易などの利点があります。そのような状況に鑑みて、業務プロセスの単純化・簡素化に取り組む価値があり、それもマネジメントシステムの有効性の改善と捉えることができます。

元来、マネジメントシステムは、JEAC4111などの適用規程の要求事項及び法令・法規制要求事項を満たした上で、組織として確実で、無理・無駄なく仕事ができるものにすべきであり、再処理事業部においては、これまでも要領・細則・マニュアルなどの統廃合によってスリム化が図られておりますが、その考え方を更に発展させ、マネジメントシステム及び業務プロセスの単純化を目指し、使いやすく、しかも間違いを起こしにくいものに変える努力は無駄なことではないと思われます。

特に、JNFLは、電力会社を始め外部企業との人的交流が盛んに行われていることから、多様な考え方を共有できる強みがあり、これからの再処理事業部に相応しい品質マネジメントシステムの再構築に向けて、その強みを大いに活用できるのではないのでしょうか。

やがて再処理事業部においては本格操業が始まりますが、その時点では日常業務が錯綜し、品質マネジメントシステムの再構築に目が向けられなくなる状況が懸念されることから、今が絶好の機会と捉えることができます。

おわりに、すべての被監査部門の監査結果を踏まえた総合所見は、全体総括編(W04835364号-0)に記載するので、ご参照ください。

以上

2017 年度 第 1 回定期監査結果

(再処理事業部)

被監査組織ごとの監査結果を記載した。サブタイトルに付した()内の番号は、本文 2.2 項の表 1 の番号に対応している。

2017年度 第1回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	再処理事業部 安全管理部 保安監査課	
監査実施日	2017年 7月 18日	Yo
<p>(1) <u>日常業務(品質目標に取り上げられた主な活動)が、効率的・効果的に実行されている状況</u></p> <p>① 2016年度の品質目標達成状況(資料①)については、ほぼ達成されていることを確認しましたが、「ヒューマンエラー防止の活動」については、目標ゼロに対して1件の発生がありました。詳細は(4)の不適合管理の取組み状況で詳述します。</p> <p>② 2017年度の品質目標のうち報告徴収命令に関連して全社展開されている項目のうち、以下について確認しました。</p> <p style="margin-left: 20px;">i) 報告徴収命令に対する報告書の改正版と再処理事業部門の取組に関する計画について、課内で読み合わせし、ディスカッションが実施されていることを教育訓練実施報告書(資料②)で確認しました。</p> <p style="margin-left: 20px;">ii) 安全朝礼時には、月1回の行動基準の唱和が行われていることを確認しました。</p> <p style="margin-left: 20px;">iii) 安全文化醸成活動の一環として、課員個々の業務目標一覧(資料③)を毎月課会で確認し、共有化が図られていることを確認しました。</p> <p>(2) <u>保安活動(保安検査での指摘事項の対応状況、報告徴収命令の是正処置状況等)が継続的に改善されている状況</u></p> <p>本項については、上記(1)でサンプリングした② i)～iii)と重複します。</p> <p>(3) <u>マネジメントレビューの実施状況</u></p> <p>当課は、マネジメントレビューの事務局業務は無く、本項は該当ありません。</p> <p>(4) <u>不適合管理の取組み</u></p> <p>サンプリングした不適合は、ヒューマンエラー防止の活動に係わる事象で(誤った組織名称の「再処理事業部品質監査要領」(資料④)の改正)であり、不適合処理票(資料⑤)が起票され、是正処置処理票(資料⑥)で、「2017年度監査業務予定」(資料⑦)に、該当業務を掲げ毎週課会で注意喚起して全員で確認できるようにしたことを確認しました。</p> <p>(5) <u>内部監査の実施状況</u></p> <p>2016年度は、内部54部署及び調達先の定期監査10社の他に工事発注先7社の監査が実施され、2016年度監査実施状況報告書(資料⑧)にその結果をまとめ、その中で2012年度～2016年度の傾向をグラフ化して報告されていることを確認しました。</p> <p>2017年度も前年と同様の計画が策定されており、6月12日に防災管理部防災管理課の監査が実施されていることを報告書(資料⑨)により確認しました。実施前には、監査員による監査チェックシート(資料⑩)の内容確認等を内部監査実施細則(資料⑪)に基づき実施していました。</p> <p>2017年度再処理事業部認定監査員および監査員実習者リスト(2017年7月13日更新)(資料⑫)を確認しました。内部監査員28名(内2名が主任監査員)が登録されていますが、保安監査課で登録されている課員が、自部門を除く殆どの部署の監査を行うのが実態であることも確認しました。</p>	<p>(参照文書・記録等)</p>	
<p>(第三者監査所見)</p> <p>保安監査課は、再処理工場各部門の内部監査 及び 調達先・工事発注先の監査業務を担っています。効果的な活動が計画的に展開され、懸念する事項はありません。</p>		

2017年度 第1回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	品質保証部 品質保証課	
監査実施日	2017年 7月 18日	Ta
<p>(1) 日常業務(品質目標に取上げられた主な活動)が、効率的・効果的に実行されている状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆不適合処理の遅延防止を目的として、再処理事業部全体の取り組みに係る計画が策定(資料①)され、その具体的な活動内容がアクションプラン(資料②)としてまとめられています。 ◆1か月以上の処理期間を必要とする不適合に対しては、発生した不適合事案ごとに工程表を作成して進捗管理を行うことや、発生から処理完了まで1か月以上のものに対する上層部の定期的なチェックを行うこととしており、その手順が細則(資料③)に盛り込まれ、運用されています。 ◆ホームページの不適合件名漏れ事象に対しては、事象管理システムに登録された前月発生分の事案から、当月公表すべき事案を抽出した不適合等リスト(資料④)について、作成担当者と上位者によるダブルチェックで抽出漏れを防止するよう改善されました。現時点において再発しないことが確認されており、1年後の有効性評価で適否判断が行われることを聴取しました。 <p>(2) 保安活動(保安検査での指摘事項の対応状況、報告徴収命令の是正処置状況等)が継続的に改善されている状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆品質マネジメントシステムに係る再処理事業部としての取り組みに係る計画(資料⑤)に基づき、報告徴収命令に対する報告書の読み合わせディスカッションが実施されましたが、参加者によって様々な気づきが提起され、総意としてコミュニケーションの大切さが認識されていることを資料⑥によって確認しました。 <p>(3) マネジメントレビューの実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆2016年度第4回マネジメントレビューのアウトプット(資料⑦)に関して、具体的なアクションについては資料⑧で明確にされており、今年度の品質目標として取り組まれる事項である旨を聴取しました。なお、添付2の提言事項1をご参照下さい。 ◆2017年度第1回臨時マネジメントレビューにおいては、(2)及び(6)がレビュー対象として取り上げられ(資料⑨)、事業部長レビューを経て適切に実施済みですが、アウトプットについては現在とりまとめの段階です。なお、添付2の提言事項2をご参照下さい。 <p>(4) 不適合管理(進捗管理等)の取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆集積RCAが未実施事象に対しては処理票(資料⑩)が起票され、以降、不適合の除去と完了確認を経て、是正処置要否判断、是正処置処理の計画と実施など、一連の不適合処理が段階を追って適切に展開されていることを資料⑪及び⑫により確認しました。不適合管理に関して特段の懸念される事象は観察されません。 <p>(5) 内部監査の実施状況</p> <p>事務局部門ではないので、監査の対象外としました。</p>		<p>(参照文書・記録等)</p>
<p>(第三者監査所見)</p> <p>今回のあらゆる監査項目において、報告徴収命令並びに保安検査での指摘事項に対して真摯に取り組まれている状況が観察されました。現時点において改めての不安材料は見受けられません。</p>		

2017年度 第1回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	再処理事業部 品質保証部 品質管理課	
監査実施日	2017年 7月 18日	Yo
<p>品質管理課の現状業務は、使用済燃料再処理機構（以下、「機構」という。）及び電力各社との再処理QA会議の窓口業務等が主体であることを確認しました。</p> <p><u>(1) 日常業務 (品質目標に取り上げられた主な活動) が、効率的・効果的に実行されている状況</u></p> <p>① 再処理QA会議の実施について掲げ、機構・電力各社・JNFLでコミュニケーションの向上を図り十分な議論と意見の調整の場を設ける窓口業務を司り、会議の開催は四半期毎に一回を原則とし、議題があればその都度開催され、直近では4月(資料①)に開催されていることを確認しました。尚、再処理QA会議は「使用済燃料再処理に関する品質保証計画書」(資料②)の中に位置付けが記載されていましたが、具体的な運用は、別途「再処理QA会議の運営見直しについて」(資料③)で規定されていることを確認しました。</p> <p>② ガラス固化体の製造記録については、「ガラス固化体製造記録等管理マニュアル」(資料④)に基づき、マイクロフィルム化を視野に入れた電子化業務を実施中と伺いました。現状7月末までに完了予定で進めていますが、10月末まで延長することを調整中で、次の再処理QA会議で説明する旨を伺いました。</p> <p>③ 不適合の定期的な報告(資料⑤)を掲げ、使用済燃料再処理に関する品質保証計画書に基づく不適合として、「ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋粉末充てん第1秤量器質量A電子天秤指示変換器の電源喪失故障」の報告書(資料⑥)に、起票された不適合処理票が添付されて報告されていることを確認しました。</p> <p><u>(2) 保安活動 (保安検査での指摘事項の対応状況、報告徴収命令の是正処置状況等) が継続的に改善されている状況</u></p> <p>品質管理課員2名は品質保証課を兼務しており、本項は、品質保証課の部門別監査結果の(2)を参照ください。</p> <p><u>(3) マネジメントレビューの実施状況</u></p> <p>当課は、マネジメントレビューの事務局業務は無く、本項は該当ありません。</p> <p><u>(4) 不適合管理の取組み</u></p> <p>該当ありません。</p> <p><u>(5) 内部監査の実施状況</u></p> <p>当課は、内部監査の事務局業務は無く、本項は該当ありません</p> <p><u>(6) その他 (教育・訓練、力量管理の状況等)</u></p> <p>2017年度教育訓練個別計画(資料⑦)が4月28日付で発行され、計画に従い実施予定であることを伺いました。前年度は、一部に計画遅れがありました。が計画の全てが完了していることを確認しました。</p>		<p>(参照文書・記録等)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div>
<p>(第三者監査所見)</p> <p>品質管理課は、使用済燃料再処理機構 及び 電力各社との再処理QA会議の窓口業務等の対外的調整業務を司り、内外との良好なコミュニケーションが維持され懸念する事項はありません。</p>		

2017年度 第1回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	運転部	
監査実施日	2017年 7月 19日	Ta
<p>(1) 日常業務(品質目標に取上げられた主な活動)が、効率的・効果的に実行されている状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ヒューマンエラー撲滅キャンペーン活動(資料①)では、班ごとに運転員の心得マニュアルに基づくディスカッション(資料②)が実施され、再認識(資料③)されております。また、ディスカッション結果は、一斉出勤日懇談会で共有(資料④)され、意識付けが部内に浸透されております(資料⑤)。 ◆当直員の基本動作については、管理職が、中央制御室あるいは作業現場における当直員を監視することによって把握されており、実践の程度が十分ではない事象に対しては改善が行われていることを確認しました(資料⑥)。 ◆手順書を逸脱した場合のリスクについて各ブロックにおけるディスカッションが行われ、その結果、資料⑦がまとめられています。 <p>(2) 保安活動(保安検査での指摘事項の対応状況、報告徴収命令の是正処置状況等)が継続的に改善されている状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆安全・品質本部作成の報告書に対する読み合わせとディスカッションが行われ、自部署での業務上において再認識すべきことが整理(資料⑧⑨)されており、運転部として全社大の問題解決に向かう真摯な取組み姿勢が観察されました。 <p>(3) マネジメントレビューの実施状況 及び</p> <p>(5) 内部監査の実施状況</p> <p>事務局部門ではないので、監査の対象外としました。</p> <p>(4) 不適合管理(進捗管理等)の取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆発生した不適合の処理工程を明確にするために不適合事象に対するアクションプラン(資料⑩)が作成され、個々の不適合の対応状況を確認できる仕組みであり、進捗管理が効率的にできるよう改善されております。 ◆不適合(常用系UPS切り換え操作に伴う閉じ込めモード移行)に対しては、不適合管理帳票(資料⑪⑫)が起票され、不適合の除去とその確認、是正処置案の決定と実施など、必要な手順が適切に実施されていることを確認しました。また、時系列的に見て、処理に遅れが生じている状況は観察されません。 <p>(6) その他(現場監査:AG建屋 中央制御室)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆統括当直長以下、ブロックごとの要員と連絡先が一目で分かる体制(資料⑬)の下で業務が遂行されております。また、当日の作業内容はホワイトボードの活用により、「重要」あるいは「Wチェック」などの注力点が明確です。 ◆個々の作業に指示書(資料⑭)が発行され、手順書(資料⑮)との関連付け、当日作業の注力点などが明確です。また、運転中のパラメーターは記録(資料⑯)され、監視制御盤で異常値が容易に判別できるようになっています。 ◆当直の引継ぎは保安規定に基づく運転日誌(資料⑰)などに基づいて行われ、また、最新版管理された異常対応マニュアル(資料⑱)を各ブロックに配備することで異常時対応の体制が構築されております。 		<p>(参照文書・記録等)</p>
<p>(第三者監査所見)</p> <p>運転員によるヒューマンエラーの撲滅キャンペーンや当直員の基本動作チェックなど、いずれもミスは人によって発生することが十分に認識された上での活動が効果的に展開されており、また、良好なコミュニケーションの下、的確に管理された中央制御室での勤務状況など、改めての不安材料は見受けられません。良好です。</p>		

2017年度 第1回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	再処理事業部 運営管理部 生産管理課	
監査実施日	2017年 7月 19日	Yo
<p>(1) 日常業務(品質目標に取り上げられた主な活動)が、効率的・効果的に実行されている状況</p> <p>① 2016年度の業務目標・品質目標達成状況については、管理項目が確実に推移したことを確認しました。労働安全衛生活動の推進において安全パトロールの実施や作業安全に係る注意喚起等安全意識向上が図られましたが、1件の労災発生があった(資料①)ことを確認しました。</p> <p>② 2017年度の品質目標のうち報告徴収命令に関連して全社展開されている項目で以下について確認しました。</p> <p>i) 報告徴収命令に対する報告書を課内で読み合わせし、問題点と解決策、課内での取組についてのディスカッションが6月に2回実施されていることを教育訓練実施報告書(資料②)で確認しました。</p> <p>ii) 朝会では、その日の担当者が自分の意見を述べてから行動基準等の唱和が行われていることを聴き取りました。</p> <p>iii) 安全文化醸成活動の一環として、課員個々の業務目標の設定を業務管理表(資料③)にまとめ、月に一度を目途に進捗を確認して、個人目標の達成に職場もフォローするという目標のグループ内共有化が図られていることを確認しました。今後の成果が期待されます。</p> <p>iv) 不適合処理の迅速化に向けて、事業部大で「不適合管理担当者の選任と講習会の受講について」の業連(資料④)を受けてM氏を選任し、不適合処理の遅れを防止する体制づくりが進捗していることを確認しました。</p>		<p>(参照文書・記録等)</p>
<p>(2) 保安活動(保安検査での指摘事項の対応状況、報告徴収命令の是正処置状況等)が継続的に改善されている状況</p> <p>本項については、上記(1)でサンプリングした② i) ~ ii) と重複します。</p>		
<p>(3) マネジメントレビューの実施状況</p> <p>当課は、マネジメントレビューの事務局業務は無く、本項は該当ありません。</p>		
<p>(4) 不適合管理の取組み</p> <p>不適合事象の発生が無く、本項は該当ありません。</p>		
<p>(5) 内部監査の実施状況</p> <p>当課は、内部監査の事務局業務は無く、本項は該当ありません。</p>		
<p>(6) その他(教育・訓練、力量管理の状況等)</p> <p>生産管理課は、2017年度教育訓練基本計画(資料⑤)を策定し、再処理事業部全体の対象者2000名余の力量管理を司っています。策定に当たっては、昨年度末に事前説明会を開催し、説明会で抽出した意見を反映した「2017年度力量表(計画時評価)の作成について」の業務連絡書(資料⑥)で計画策定を指示していること、及び各課で個人毎の計画を人事情報とリンクしたシステムに入力し、生産管理課が定期的の実績をウォッチし、対象者の登録漏れ等も自動的に通報される管理の下に推移しているとのことを伺いました。</p>		
<p>(第三者監査所見)</p> <p>生産管理課は、生産管理・運転シミュレータの構築・教育訓練計画の策定・産廃・省エネ等、再処理工場の総括部門として多岐の業務を担っています。良好なコミュニケーションが維持され、計画的に活動が展開されており、懸念する事項はありません。</p>		

2017年度 第1回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	再処理計画部 計画グループ	
監査実施日	2017年 7月 19日	Ta
<p>(1) 日常業務 (品質目標に取上げられた主な活動) が、効率的・効果的に実行されている状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 設工認が認可後に新規制基準対応工事が着手された段階で、工事関係者の増大に伴う交通渋滞などが予測されており、その回避策として入構ルールの改正や構外駐車場の整備などが計画され、実行に移されております (資料①)。 ◆ 上記の回避策については、計画グループが関連資料を整備 (資料②) した上で、構内作業に従事する協力会社への説明会が催されており、地域との良好な関係を継続するための活動が展開されていることを確認しました。 ◆ 年度事業計画 (資料③) については経営本部がとりまとめ部署ですが、四半期ごとの報告及び事業計画の修正に際しては、同本部からの依頼に基づき、計画グループが、事業部戦略会議などを通じて再処理事業部内の調整を主導 (資料④⑤) していることを確認しました。 ◆ 新規制基準対応として、事業変更許可取得後の組織体制強化については、認可予定日の予測が容易ではない状況から、当面、新規制基準に関する適合審査対応を的確に実施するために、例えば、六ヶ所村と東京事務所との分割作業とするか、又は東京事務所常駐員を配置するなど、適正な組織・体制のあり方 (資料⑥) について検討段階であることを確認しました。 <p>(2) 保安活動 (保安検査での指摘事項の対応状況、報告徴収命令の是正処置状況等) が継続的に改善されている状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 報告徴収命令に基づく報告書の読み合わせディスカッションが実施 (資料⑦) され、問題点とその解決策や、自部署での振り返りなど、グループ内での重要課題に対する認識が共有されている状況 (資料⑧⑨) から、全社大での重要問題を真摯に受け止めて、問題解決に向かう課員の前向きな取り組み姿勢をうかがい知ることができました。 <p>(3) マネジメントレビューの実施状況</p> <p>事務局部門ではないので、監査の対象外としました。</p> <p>(4) 不適合管理 (進捗管理等) の取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 不適合 (再処理事業部事業変更許可申請補正書における記載誤り) に対して、事象発生以降、不適合処理票 (資料⑩) 及び是正処置処理票 (資料⑪) が起票され、不適合の除去とその確認、是正処置案の決定とその実施など、必要な手続きが適切に実施されていることを確認しました。 ◆ 是正処置については、補正書がとりまとめられる都度、教育を行う内容としており、事象発生以降、第7次から第10次補正書発行の都度、受講対象者を明確 (資料⑫) にした上で教育が行われたこと (資料⑬⑭)、並びに補正書の記載誤りが再発していないことが確認されました。なお、添付2の観察事項1及び提言事項3をご参照下さい。 <p>(5) 内部監査の実施状況</p> <p>事務局部門ではないので、監査の対象外としました。</p>		<p>(参照文書・記録等)</p>
<p>(第三者監査所見)</p> <p>再処理事業部の事業計画や新規制基準への適合審査に係る取りまとめ・調整役として、精力的に活動を展開している状況が確認できました。一部教育記録の在り方や是正処置計画の考え方において改善の余地があるものの、全般的には随所で前向きな取り組み姿勢が感じ取られ、良好です。</p>		

監査における
観察事項 及び 提言事項

- ・観察事項は、定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項です。
- ・提言事項は、より優れた運用を期待して参考的に提起するものです。採否については、被監査者に一任されます。

<観察事項>

1	教育記録における実施日の特定
関連部門	再処理計画部 計画グループ
<p>新規制基準に関する再処理事業／廃棄物管理事業変更許可申請書の補正書作成マニュアルの教育結果については、教育研修実施報告書が実施記録としてとりまとめられておりますが、実施日時欄に「メールによる周知」と記載されているものの、当該メールとの関連付けが容易ではないので実施日が特定できません。同報告書は教育記録として位置づけられる大切な文書なので、実施日時そのものを記載するなど、何らかの改善が必要です。ご参考までに、他の教育研修実施報告書は実施日時が明記されております。</p>	

<提言事項>

1	マネジメントレビューアウトプットの決定と処置の明確化
関連部門	品質保証部 品質保証課
<p>JEAC4111-2009 5.6.3 では3つの事項に関する決定と処置を含めることが定められております。第4回マネジメントレビューのアウトプットにおいて、(1)及び(2)（注釈参照）は明確にされていますが、(3)資源の必要性については「-」表示なので、例えば、「現状どおりとする。」などのように、決定と処置を明確にすべく表示方法について改善することをご検討ください。</p> <p>注釈：(1) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善 (2) 業務の計画及び実施にかかわる改善</p>	

2	マネジメントレビュー対象外項目の明確化
関連部門	品質保証部 品質保証課
<p>2017年度第1回臨時マネジメントレビューの対象が(2)及び(6)（注釈参照）に係るものに限定して行われており、インプットについてもその2項目がまとめられていますが、インプットをまとめる際に、それ以外の項目はレビューの対象外であることが容易に分かるようにしては如何でしょうか。そうすることによって、インプット漏れのないことがインプットの作成者のみならず、事業部長及び社長も容易に分かるようになるでしょう。</p> <p>注釈：(2) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方 (6) 予防処置及び是正処置の状況</p>	

3	不適合処置の迅速化
関連部門	再処理計画部 計画グループ
<p>当該不適合の是正処置計画は、「補正書改正の都度に教育を行う」とした内容なので、是正処置処理票が発行された2015年5月以降、補正書改正（第7次～第10次）の都度に教育が実施されていることは問題ありませんが、是正処置完了予定を見定めることが容易ではない状態と見受けられます。例えば、是正処置は「補正書の改正時に教育を行うことを明文化する」とし、明文化されたことに基づく教育を実施し、その有効性評価をすることで是正処置処理票を完結させるという考え方がありますが、不適合処置の迅速化の観点でご検討下さい。</p>	

監査における
良好事例

「自律的改善が行われている状況を監査チームは監査過程の随所で観察しました。その中でも、特に印象深く、他部署にとっても参考となる内容を「良好事例」として記載しました。

<良好事例>

1	管理職による基本動作チェック
関連部門	運転部
<p>管理職による当直員の基本動作チェックについては地道な活動ですが、上司が配下社員の業務遂行に関心があることの表われと捉えることができ、その状態は、良好な職場風土を構築する上において大いに役立つものと評価します。</p>	

2017 年度 第 1 回第三者定期監査出席者 (再処理事業部)

月	日	曜日	時刻		時間	被監査部門	被監査部署	出席者	実施場所
			自	至					
7	18	火	9:30	9:55	0:25	再処理事業部	全被監査部署		H2 B1-C 会議室
			10:10	11:40	1:30		保安監査課		
			13:05	14:35	1:30		品質保証課		
			14:45	16:15	1:30		品質管理課		
	19	水	9:10	11:40	2:30		運転部		
			13:10	14:40	1:30		生産管理課		
			15:00	16:40	1:40		計画 G		

7	20	木	16:00	16:45	0:45	再処理事業部	全被監査部署		H2 4A 会議室
---	----	---	-------	-------	------	--------	--------	--	-----------------